令和８年（2026年）低濃度PCB廃棄物収集運搬業務

業務委託仕様書

札幌市都市局市街地整備部住宅課

１　業務名

令和８年（2026年）低濃度PCB廃棄物収集運搬業務

２　業務概要

本業務は、札幌市都市局市街地整備部住宅課が保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度PCB廃棄物」という。）について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、処分場まで収集運搬を行うものである。

※排出事業所　発寒団地３号棟ポンプ室
住所：北海道札幌市西区発寒11条６丁目

処分場　エコシステム秋田株式会社
住所：秋田県大館市花岡町字滝ノ沢７

３　収集運搬の対象

⑴　保管場所

市営住宅発寒団地３号棟ポンプ室（札幌市西区発寒11条６丁目）

⑵　種類、数量等

保管物のリストは別添４のとおり

種類	数量	分析結果
シーリング材	20Lペール缶（51缶）	別添１、別添２
小型コンデンサー	20Lペール缶（１缶）	別添３（※）

※小型コンデンサーについては低濃度PCBの混入可能性が否定できないとのメーカー見解から、低濃度PCB廃棄物とみなして処分を行う。

４　業務期間

契約締結の日から令和９年２月19日（金）までとする

５　提出書類

⑴　契約締結時

・北海道又は札幌市における特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物)収集運搬業の許可証の写し
・秋田県における特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物)収集運搬業の許可証の写し

⑵　業務完了時

・業務完了届（本市様式）

・本業務に関する写真データ（JPG・PNG）、写真帳

⑶　随時

・保管事業場から運搬先までの運搬経路（運搬を行う前に提出すること）

・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

・業務写真

・搬出前の廃棄物全体の写真、搬出後の保管場所の写真

・収集運搬車両の写真（前面、両側面、荷台）

※荷台の写真は、運搬を行う廃棄物の積込前後の写真とする。

6　留意事項

⑴　契約締結後、業務代理人は、現地にて、当該廃棄物を確認すること。

⑵　収集運搬を行うにあたっては、環境省が定める「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を遵守すること。

⑶　受託者は業務委託内容の業務遂行に必要な知識を有する者を従事させること。

⑷　本委託業務に関して行う市職員の指示に従うこと。

⑸　本委託業務の実施に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ関係法令、条例その他規程を遵守すること。

⑹　本仕様書に記載のない事項は、担当職員と協議のこと。

7　一般事項

⑴　受注者は、当該業務で知り得た秘密については、一切外部に漏らしてはならない。

⑵　受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって、業務の性質上担当職員がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

⑶　この仕様書に定めていない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、担当職員と協議の上、決定するものとする。

8　個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第２条　受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第３条　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

４　受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

６　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４条　受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

３　受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第５条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

２　受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））
第６条　受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。
２　受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
(1) 下請契約（再委託）先の名称
(2) 下請契約（再委託）する理由
(3) 下請契約（再委託）して処理する内容
(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法
３　発注者（委託者）が第１項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
４　発注者（委託者）が第１項及び第２項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
５　前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）
第７条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
２　受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）
第８条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
(1)　個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
(2)　組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
(3)　従業者の監督を行うこと。

(4)　取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
(5)　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第９条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）
第１０条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）
第１１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
２　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
３　受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受注者（受託者）は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
５　受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１２条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）
第１３条　発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
２　発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）
第１４条　受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
３　発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）
第１５条　発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。
２　受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）
第１６条　受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式１－１】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

令和　　年　　月　　日

（会社名等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事等名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

１　個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

□　個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出

□　契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

２　個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記１により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

（総括保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□基本方針等に記載がある（該当する場合は□欄にチェック）

３　従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

□　従事者名簿

所　属	役　職	氏　名	秘密保持誓約
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記３(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た

個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記３(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

□　秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出

□　従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4　管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施錠装置　　□　有り　　□　無し

その他（　　）

5　セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

□　取り扱うことができる従業者を定めている。

□　セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

□　施錠できる耐火金庫等に保管している。

□　電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。

□　その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7　情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

□　情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。

□　複数人で持ち運ぶこととしている。

□　その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

別添１　C

分 析 試 験 成 績 書

No. 20-02E799
R02-C550

令和3年2月19日

札幌市長　秋 元 克 広　　殿

野 外 科 学 株 式 会 社

札幌市東区苗穂町１２丁目２番３９号
TEL　（０１１）　７５１－５１５１
FAX　（０１１）　７１１－１５４１
○　担 当 者　　宮 崎　真

件　　名	市営住宅もみじ台団地ほか6団地 シーリング材含有ポリ塩化ビフェニル 濃度分析調査業務
依 頼 者 名	札幌市 都市局 市街地整備部 住宅課
試料採取機関	野外科学 株式会社 ※ 一部依頼者持ち込み試料

この度、ご依頼頂きました試料について、次のように結果をご報告致します。

試料採取施設	・ 市営住宅　幌北団地　（1棟） ・ 市営住宅　光星団地　（5棟） ・ 市営住宅　もみじ台団地　（26棟） ・ 市営住宅　月寒団地　（2棟） ・ 市営住宅　真駒内団地　（2棟） ・ 市営住宅　発寒団地　（10棟） ・ 市営住宅　二十四軒団地　（2棟）
分析方法	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法　（第5版）　令和2年10月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 10. 廃シーリング材（含有量試験） 加熱多層シリカゲルカラム/アルミナカラム/ キャピラリーガスクロマトグラフ電子捕獲型検出器（GC／ECD）法
分析結果	別紙記載のとおり

ＰＣＢ含有量分析結果一覧表

	番号	試料採取の有無		団地名	号棟	空き住戸	分析結果	分析結果の判定		
		有	無				mg／kg	(ア) 高濃度	(イ) 低濃度	(ウ) 非含有
	1	○		幌北	15 号棟	―	0.15 未満	―	―	○
	2	○		光星	1 号棟	508	0.15 未満	―	―	○
	3	○		光星	1 号棟	109	0.15 未満	―	―	○
	4	○		光星	3 号棟	304	0.15 未満	―	―	○
	5	○		光星	5 号棟	407	0.15 未満	―	―	○
	6	○		光星	5 号棟	421	0.15 未満	―	―	○
	7	○		もみじ台	N1 号棟	103	0.15 未満	―	―	○
	8		○	もみじ台	N3 号棟	―	0.15 未満	―	―	○
C-①	9	○		もみじ台	N4 号棟	202	13	―	○	―
	10		○	もみじ台	N6 号棟	―	0.15 未満	―	―	○
	11	○		もみじ台	N7 号棟	204	0.15 未満	―	―	○
	12		○	もみじ台	N8 号棟	―	0.15 未満	―	―	○
C-②	13	○		もみじ台	N9 号棟	101	1.5	―	○	―
C-③	14		○	もみじ台	N10 号棟	―	5.8	―	○	―
	15		○	もみじ台	N11 号棟	―	0.47	―	―	○
	16	○		もみじ台	N12 号棟	102	0.15 未満	―	―	○
	17		○	もみじ台	N13 号棟	―	0.44	―	―	○
	18		○	もみじ台	N14 号棟	―	0.15 未満	―	―	○
	19		○	もみじ台	N15 号棟	―	0.30	―	―	○
	20	○		もみじ台	N16 号棟	103	0.15 未満	―	―	○
	21	○		もみじ台	N17 号棟	208	0.15 未満	―	―	○
	22	○		もみじ台	N18 号棟	103	0.15 未満	―	―	○
	23	○		もみじ台	N19 号棟	103	0.15 未満	―	―	○
	24	○		もみじ台	N20 号棟	202	0.15 未満	―	―	○
	25		○	もみじ台	N21 号棟	―	0.15 未満	―	―	○
	26	○		もみじ台	N22 号棟	106	0.15 未満	―	―	○
	27	○		もみじ台	N23 号棟	105	0.15 未満	―	―	○
	28	○		もみじ台	N24 号棟	203	0.15 未満	―	―	○
	29	○		もみじ台	N25 号棟	102	0.15 未満	―	―	○
	30	○		もみじ台	N26 号棟	101	0.15 未満	―	―	○
	31	○		もみじ台	N27 号棟	204	0.15 未満	―	―	○
	32	○		もみじ台	N28 号棟	106	0.15 未満	―	―	○
	33		○	月寒	F－9 号棟	―	0.15 未満	―	―	○
C-④	34		○	月寒	F－10 号棟	―	1.5	―	○	―
C-⑤	35		○	真駒内	オリンピアビル	―	4200	―	○	―
C-⑥	36		○	真駒内	プラザビル	―	6.0	―	○	―
	37	○		発寒	7 号棟	102	0.46	―	―	○
	38	○		発寒	8 号棟	102	0.15 未満	―	―	○
	39	○		発寒	9 号棟	104	0.15 未満	―	―	○
	40	○		発寒	14 号棟	201	0.15 未満	―	―	○
	41	○		発寒	15 号棟	104	0.15 未満	―	―	○
	42	○		発寒	16 号棟	104	0.15 未満	―	―	○
	43	○		発寒	17 号棟	105	0.15 未満	―	―	○
	44	○		発寒	18 号棟	101	0.15 未満	―	―	○
	45	○		発寒	19 号棟	201	0.15 未満	―	―	○
	46	○		二十四軒	1 号棟	202	0.24	―	―	○
	47	○		二十四軒	2 号棟	203	0.15 未満	―	―	○
	48	○		発寒	集会所	―	0.15 未満	―	―	○

高濃度PCB廃棄物	： 100,000mg/kg 超	・ 無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について（通知）環循規発第1912201号 環循施発第1912201号
低濃度PCB廃棄物	： 100,000mg/kg 以下～0.5mg/kg 超	・ 低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編－ 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
PCB非含有	： 0.5mg/kg 以下	・ ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（通知） 環循規発第1910112号 環循施発第1910111号

注 ： 廃棄物処理法上「廃プラスチック類」に分類される廃棄物には、④（廃プラスチック類）、⑧（塗膜くず）及び⑩（廃シーリング材）が含まれ得る。
低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版） 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 より

別添２　E

分　析　試　験　成　績　書

NO.25-030870
R07-C706-124
令和8年3月5日

札幌市都市局市街地整備部住宅課　殿

野外科学株式会社
札幌市東区苗穂町12丁目2番39号
TEL　(011)　751-5151
FAX　(011)　711-1541
○担当者　　中　嶋　正

貴御依頼の試料の試験結果は、次のとおりです。

業務名称　　廃シーリング材PCB濃度分析業務

試料名　　下記に記載（R7.12.26当社採取試料）

ポリ塩化ビフェニル分析結果

試料名	PCB(mg/kg)	分析方法
ペール缶番号:1-001	3.1	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版） 第2章.10.廃シーリング材 GC/ECD法
ペール缶番号:1-002	0.81	
ペール缶番号:1-003	1.1	
ペール缶番号:1-004	2.1	
ペール缶番号:1-005	1.1	
ペール缶番号:1-006	6.5	
ペール缶番号:1-007	1.6	
ペール缶番号:1-008	8.3	
ペール缶番号:1-009	1.7	
ペール缶番号:1-010	1.8	
ペール缶番号:1-011	0.62	
ペール缶番号:1-012	0.68	
ペール缶番号:1-013	0.59	
ペール缶番号:1-014	1.1	
ペール缶番号:1-015	12	
分析法検出下限値	0.15	
（備　考）		

分析結果の判定

ペール缶番号	試料名	PCB濃度(mg/kg)	判定	
1-001	シーリング材	3.1	②	低濃度PCB廃棄物
1-002	シーリング材	0.81	②	低濃度PCB廃棄物
1-003	シーリング材	1.1	②	低濃度PCB廃棄物
1-004	シーリング材	2.1	②	低濃度PCB廃棄物
1-005	シーリング材	1.1	②	低濃度PCB廃棄物
1-006	シーリング材	6.5	②	低濃度PCB廃棄物
1-007	シーリング材	1.6	②	低濃度PCB廃棄物
1-008	シーリング材	8.3	②	低濃度PCB廃棄物
1-009	シーリング材	1.7	②	低濃度PCB廃棄物
1-010	シーリング材	1.8	②	低濃度PCB廃棄物
1-011	シーリング材	0.62	②	低濃度PCB廃棄物
1-012	シーリング材	0.68	②	低濃度PCB廃棄物
1-013	シーリング材	0.59	②	低濃度PCB廃棄物
1-014	シーリング材	1.1	②	低濃度PCB廃棄物
1-015	シーリング材	12	②	低濃度PCB廃棄物

・判定区分

①	高濃度PCB廃棄物	100,000mg/kg超
②	低濃度PCB廃棄物	0.5mg/kg超 ～ 100,000mg/kg以下
③	PCB不含有又は基準値未満	0.5mg/kg以下

別添３　D

２０２２年 ４月 １日

お客様　各位

〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上る
ニ チ コ ン 株 式 会 社
環境担当窓口　堀井 清吾
℡ 075-241-5320
（公印省略）

オイルコンデンサ等のＰＣＢ含有状況の見解について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、以下のとおり報告させていただきます。

記

下記製品については、ＰＣＢ油（高濃度ＰＣＢ）使用のコンデンサ等には該当しておりません。但し、微量（低濃度）ＰＣＢの混入可能性については否定できません。

なお、弊社製コンデンサ等のＰＣＢ使用の有無、並びに微量 PCB の混入可能性に関する見解については、弊社公式ホームページにてご報告させて頂きます。

１．対象品

機器名称	製造年月
オイルコンデンサ	1972 年 4 月～2004 年 3 月
放電コイル（油入）	1950 年 8 月～2004 年 3 月
その他、特殊機器（油入）	1950 年 8 月～2004 年 3 月

２．関連サイト（ニチコン公式ホームページ）

「PCB 関連でよくあるご質問と回答（FAQ)」

https://www.nichicon.co.jp/business/capacitors_power_equipment/pcb/eco04/

「微量 PCB の混入可能性に関する見解について」

https://www.nichicon.co.jp/business/capacitors_power_equipment/pcb/eco03/

「PCB 使用コンデンサの判別について」

https://www.nichicon.co.jp/business/capacitors_power_equipment/pcb/eco01/

３．お客様へのお願い

1990 年から 2004 年 3 月までに生産された油入機器（コンデンサ、放電コイル等）の PCB 分析結果を収集しております。ご協力頂けるお客様につきましては、上記、環境担当窓口までご一報頂きます様よろしくお願い申し上げます。

４．文書の個別対応について

2022 年 4 月 1 日より、弊社の運用方針等が変わり、誠に勝手ながら、「お客様名」「品番・形式」「製造番号」「製造年」「物件名等」の個別記載はご容赦させて頂いております。合わせて「公印」も省略させて頂いております。いろいろとご不便をお掛けし大変申し訳ありませんが、何卒ご理解賜ります様よろしくお願い申し上げます。

以上

別紙4

低濃度PCB廃棄物リスト

R8.2.9

□ 梱包数量＆重量

種類	ペール缶数量	量(kg)※ペール缶含
シーリング	51	476.3
コンデンサー	1	6.1
計	52	482.4

□ リスト　(※)届出番号は、毎年度6月末までに報告する「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の番号

種類	届出番号(※)	製品・機器情報							PCB区分			梱包情報	
		品名	メーカー	製造年	仕様等	NO.	電圧(V)	容量(μF)	PCB濃度(mg/kg)	PCB区分	分析結果(資料)	ペール缶番号(シール付)	重量(kg)
シーリング	1-001	シーリング	-						3.1	低濃度	E	1-001	10.9
	1-002	シーリング	-						0.81	低濃度	E	1-002	13.6
	1-003	シーリング	-						1.1	低濃度	E	1-003	9.6
	1-004	シーリング	-						2.1	低濃度	E	1-004	9.6
	1-005	シーリング	-						1.1	低濃度	E	1-005	8.9
	1-006	シーリング	-						6.5	低濃度	E	1-006	11.4
	1-007	シーリング	-						1.6	低濃度	E	1-007	10.9
	1-008	シーリング	-						8.3	低濃度	E	1-008	10.4
	1-009	シーリング	-						1.7	低濃度	E	1-009	10.8
	1-010	シーリング	-						1.8	低濃度	E	1-010	11.8
	1-011	シーリング	-						0.62	低濃度	E	1-011	15.0
	1-012	シーリング	-						0.68	低濃度	E	1-012	13.4
	1-013	シーリング	-						0.59	低濃度	E	1-013	14.6
	1-014	シーリング	-						1.1	低濃度	E	1-014	15.8
	1-015	シーリング	-						12	低濃度	E	1-015	13.0
	3-001	シーリング	-						1.5	低濃度	C-②	3-001	10.0
	3-002	シーリング	-						1.5	低濃度	C-②	3-002	10.6
	3-003	シーリング	-						1.5	低濃度	C-②	3-003	9.5
	3-004	シーリング	-						1.5	低濃度	C-②	3-004	8.9
	3-005	シーリング	-						1.5	低濃度	C-②	3-005	13.9
	3-006	シーリング	-						1.5	低濃度	C-②	3-006	9.6
	3-007	シーリング	-						5.8	低濃度	C-③	3-007	5.7
	3-008	シーリング	-						5.8	低濃度	C-③	3-008	9.0
	3-009	シーリング	-						5.8	低濃度	C-③	3-009	9.0
	3-010	シーリング	-						5.8	低濃度	C-③	3-010	13.1
	3-011	シーリング	-						5.8	低濃度	C-③	3-011	7.3
	3-012	シーリング	-						5.8	低濃度	C-③	3-012	12.5
	3-013	シーリング	-						5.8	低濃度	C-③	3-013	11.2
	3-014	シーリング	-						13	低濃度	C-①	3-014	8.2
	3-015	シーリング	-						13	低濃度	C-①	3-015	9.1
	3-016	シーリング	-						13	低濃度	C-①	3-016	10.3
	3-017	シーリング	-						13	低濃度	C-①	3-017	8.3
	3-018	シーリング	-						13	低濃度	C-①	3-018	8.3
	3-019	シーリング	-						13	低濃度	C-①	3-019	10.9
	3-020	シーリング	-						13	低濃度	C-①	3-020	8.2
	3-021	シーリング	-						13	低濃度	C-①	3-021	10.2
	2-006	シーリング	-						1.5	低濃度	C-④	4-001	11.1
	2-006	シーリング	-						1.5	低濃度	C-④	4-002	14.5
	2-006	シーリング	-						1.5	低濃度	C-④	4-003	13.7
	6-001	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-001	5.0
	6-002	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-002	5.0
	6-003	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-003	4.6
	6-004	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-004	5.0
	6-005	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-005	5.0
	6-006	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-006	4.3
	6-007	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-007	6.0
	6-008	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-008	3.7
	6-009	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-009	3.3
	6-010	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-010	3.6
	6-011	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-011	4.3
	6-012	シーリング	-						4,200	低濃度	C-⑤	6-012	3.7
コンデンサー	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	YU	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	621	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	YD	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	621	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	JP	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	630	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	YU	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	YU	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	621	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D	3-022	6.1
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	621	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	JP	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	621	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	621	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-022	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1976	SH(MF) NP-A22	YU	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-023	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1977	SH(MF) NP-A22	VK	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-023	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1977	SH(MF) NP-A22	VK	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		
	3-023	N1形進相コンデンサ	ニチコン	1977	SH(MF) NP-A22	RH	200	15	微量含有可能性	低濃度(みなし)	D		